

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度に農林水産大臣から交付されている種畜証明書の有効期限については、6箇月を経過した日又は次の定期の検査結果を独立行政法人家畜改良センターの種畜検査員が確定する日のうちいずれか早い時までに関り延長する旨の通報を受けたので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川 勝 平 太